

## 新潟市食中毒処理対策要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品衛生法施行令（昭和28年政令229号）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）、及び食中毒処理要領（昭和39年7月13日環発第214号）に基づき、食中毒発生時の対策に関し、必要な事項について定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 食中毒発生時の対策は、迅速かつ的確に行うことにより、速やかにその発生機序を明らかにして、健康被害の拡大防止と事故の再発予防を図るとともに、市民の食品衛生に対する信頼を確保することを基本方針とする。

### (食中毒発生時等の対応)

第3条 食中毒若しくはその疑いのある事例が発生した場合は、新潟市食中毒処理マニュアルに基づいて対応するものとする。ただし、被害の規模や社会に与える影響が大きい場合で、新潟市危機管理基本方針に則り、危機管理対策本部が設置された際は、これにより行うものとする。

### (事件の公表)

第4条 食品衛生上の危害を防止するため、食品衛生法第69条に基づき、不利益処分等を受けた営業施設及び食品については公表し、食品衛生上の危害の状況を明確にするように努める。ただし、家庭内食中毒や社会的影響が極めて低いと考えられる事件については、この限りではない。

2 公表に際しては、広報担当課等と協議し必要な情報を整理、確認し、公表するものとする。

3 大規模な事件や特異的な事件の場合には、必要に応じて随時公表する。また、食品衛生法第63条第3項に規定するものは、事前に厚生労働省に報告するものとする。

### (緊急連絡網の整備)

第5条 常時、緊急連絡網を整備し、夜間、休日、及び勤務時間外に発生した食中毒（疑い）情報を迅速に把握できる体制の確保に努めるものとする。

### (器材の整備)

第6条 食中毒調査及び検査を迅速に行うため、使用する用紙類、器具並びに器材類を常に使用できる状態で保管するものとする。

### (職員の研修)

第7条 食中毒発生時における迅速かつ的確な調査を行うための職員の技能や資質を向上させるために、各種研修会等に職員を計画的に参加させるものとする。

### (食中毒等専門委員会)

第8条 食中毒の調査・研究及び食中毒の判定が困難な場合、広く意見を聞くことができるよう、必要に応じて食中毒等専門委員会を設置する。

(以下「委員会」という。)

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 保健所長
  - (2) 学識経験者（保健所以外の外部委員 2 名以内）
  - (3) 衛生環境研究所の所長
  - (4) 食の安全推進課長
  - (5) 保健管理課長
  - (6) 前各号に掲げる者のほか委員長が特に必要があると認める者
- 3 委員会に委員長を置き，保健所長をもって充てる。
  - 4 委員長は，会務を総理する。
  - 5 委員会の会議は，委員長が召集する。
  - 6 委員会は，要綱に係る次の各号に掲げる事項について審議する。
    - (1) 食中毒等の調査・研究について
    - (2) 保健所の内部会議で食中毒の判定が困難な場合の判断について
    - (3) その他，食中毒等に関しての提言をすること

附 則

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 6 月 1 日から施行する。